

令和元年 宜野湾市教育委員会第 13 回会議録

教育長 知念春美

教育委員 大城進

開催日時：令和元年 12 月 25 日 開会 13：30 閉会 15：30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、石川正信教育長職務代理者、大城進委員、知念菜穂子委員

欠席委員：普天間みゆき委員

出席職員

【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 真喜志若子

(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓

【指導部】指導部次長 川上一徳

(指導課) 課長 與那嶺哲、指導係長 崎濱暖代

【福祉推進部】(子育て支援課) 幼稚園係長 村山理絵

議事日程

議案第 28 号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第 29 号 宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について

報告事項

特になし

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は3名で定足数に達しております。ただいまから、令和元年第13回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は2件となっております。本日の会議録署名委員は大城教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、令和元年11月27日開催の第12回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は、石川教育委員となっております。会議録につきましては、既に配布してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。ただいま第12回定例教育委員会の会議録について、承認いただきました。後ほど石川教育委員には署名のほどよろしくお願いいたします。それでは審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の資料をご覧ください。

---

(教育長諸般の報告)

11月29日(木)、「宜野湾小学校 文部科学省指定研究発表会(道徳教育)」で教育委員共々出席いたしました。翌日30日(土)、「ライブギノワン2019」が市民会館大ホールで催され、参加いたしました。12月1日(日)、「令和元年度 学習発表会」が普天間第二小学校でありましたので、参観してきました。2日(月)、宜野湾市の文化協会による「第40回記念文化祭事業報告」と、それから同じく本市体育協会主催「第71回沖縄県民体育大会」結果報告の市長表敬が2件あり、同席しております。体育協会会長の石川教育委員のお力もあつたと思います。だいぶ順位を上げたようで、おめでとうございました。3日(火)、「12月定例市議会」の一般質問割り振り会議がありました。後ほど資料でご覧になっていただければと思います。4日(水)、「令和元年度 第11回 響きあう言葉のコンテスト表彰式」に参加です。6日(金)、「第424回宜野湾市議会定例会」の上程案件に対する質疑、委員会付託があり、出席しております。それから、13日(金)から19日(木)までの5日間、市議会一般質問がございまして、出席しております。14日(土)、「第42回宜野湾市PTA研究大会」に参加です。15日(日)、「第43回全国育樹祭式典行事」がコンベンションセンターであり、参加いたしました。20日(金)、「第424回宜野湾市議会定例会」本会議の委員長報告、表決がありました。23日(月)、2019ドラフト会議にて、本市からプロ野球選手が2人選出されましたことに伴う市長表敬に同席いたしました。同日、2つ目の市長表敬ですが、普天間中学校生徒の「青少年の深夜はいかい防止県民一斉運動」事業に伴うポスター沖縄県知事賞受賞報告がございまして、同席いたしました。25日(水)、本日でございますが、「令和元年 第13回定例教育委員会」となっております。以上が教育長諸般の報告といたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。本日の議案 2 件は関連しているため、日程 1 「議案第 28 号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について」および日程 2 「議案第 29 号 宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」の、事務局による説明を一括して行いたいと思います。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部次長。

○川上一徳 指導部次長 それでは、議案書と新旧対照表、議案資料、それぞれご準備をお願いします。議案書 1 頁をお開き下さい。

議案第 28 号 宜野湾市立幼稚園管理の一部を改正する規則について

宜野湾市立幼稚園管理規則（平成 27 年教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和元年 12 月 25 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の施行による幼児教育・保育の無償化実施を受け、宜野湾市立幼稚園保育料に関する条例（昭和 47 年宜野湾市条例第 72 号）の一部を改正したことに伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正箇所の詳細についてご説明申し上げます。議案書 2 頁、新旧対照表の 1 頁をお開き下さい。今回の改正は、12 月議会において条例を改正したことに伴う改正の他、字句の表現等の改めによる変更でございます。改正のあった箇所についてご説明申し上げます。

第 6 条につきましては、第 3 項中の「同条第 1 項」を「第 1 項各号」へ字句の改めでございます。第 21 条につきましては、第 1 項中「5 歳児でありかつ」を「原則 5 歳児であり、かつ、」に字句を改め、同項第 2 号中、「妊娠中」の後ろの括弧書き「(産前 8 週)」、「出産後」の後ろの括弧書き「(産後 8 週)」、そしてただし書きを削り、同項第 5 号中、「求職 (3 月)」を、「求職活動中」へ字句を改めるものでございます。これらの改正は保育の認定と表現を揃えるための改正でございます。

新旧対照表 2 頁をお開き下さい。第 24 条の改正につきましては、第 2 号中、「第 6 条第 4 号、第 5 号」を「第 6 条第 1 項第 4 号及び同項第 5 号」への字句の改めでございます。

新旧対照表 3 頁をご覧ください。様式の改正でございます。様式第 17 号につきましては、表の真ん中辺り、長期預かりの預かり保育を希望する理由の 1 番目、「保護者が昼間に」の「昼間に」を削り、5 番目「求職 (3 ヶ月)」を「求職活動中」に、字句を改めるものでございます。そして、下の表の上の部分、「以下教育委員会で記入する欄」を、「以下担当課記入欄」に字句を改め、一番下の預かり保育の「月額 円・日額」の字句を削るものでございます。

新旧対照表の4頁をお開き下さい。様式20号につきましては、表中、預かり保育料の項、「月額 円」の字句を削るものでございます。

新旧対照表5頁をお開き下さい。様式第22号でございます。下のほうの「以下教育委員会で記入する欄」を、「以下担当課記入欄」に字句を改めるものでございます。

最後に議案書にお戻り下さい。議案書2頁をお開き下さい。附則でございます。この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市立幼稚園管理規則の規定は、令和元年10月1日から適用する、としております。

引き続き、議案第29号についてご説明申し上げます。議案書の3頁をお開き下さい。

議案第29号 宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について

宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則（平成27年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和元年12月25日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行による幼児教育・保育の無償化実施を受け、宜野湾市立幼稚園保育料等に関する条例（昭和47年宜野湾市条例第72号）の一部を改正したことに伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

訂正箇所の詳細についてご説明申し上げます。議案書4頁と新旧対照表の6頁をお開き下さい。第2条につきましては、保育料及び一時預かり保育料の改正でございます。

保育料は国の子ども・子育て支援法施行令で定めており、今回の無償化に伴い、ゼロ円とする改正がなされたことから、第2条の表を改正しております。

議案書5頁と新旧対照表7頁をお開き下さい。第2条第1項第2号の一時預かり保育料につきましては、長期預かり保育料及び短期預かり保育料について、それぞれに規定していた保育料の限度額を統一し、日額400円に改めるものでございます。

第4条の条の追加につきましては、保育料及び一時預かり保育料の納期限等についての追加条項でございます。宜野湾市立幼稚園保育料等に関する条例第3条において、保育料及び一時預かり保育料については、教育委員会規則で定める、としております。

第5条につきましては、第4条を追加したことに伴う条の繰り下げとなります。

最後に議案書5頁に戻っていただきまして、附則でございます。この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の規定は、令和元年10月1日から適用するとしていたしました。また、附則第2項につきましては、経過措置となっております。以上、ご説明を申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 それでは本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 様式第 17 号中と第 22 号中の「以下教育委員会で記入する欄」を「以下担当課記入欄」に改めていますけれども、解釈でいうと何が違うのか、お聞きしたい。

○知念春美 教育長 この件について、指導課係長お願いします。

○崎濱暖代 指導課指導係長 今回、「以下教育委員会で記入する欄」を「以下担当課記入欄」に直した件につきましては、今現在、保育に関しては福祉推進部子育て支援課へ業務を移管している関係上、教育委員会で記入することは事実上ないので、今回の改正に伴って、本来、組織上は関係ないのですが、実態に即した様式に変えようということでの改正でございます。

○知念春美 教育長 その他、質疑等ございましたらお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 お疲れ様です。基本的に内容を弾力的にすることと、もう一つは、現実に合わせてという視点に立つこと、そのように改善していくことは大事だと思います。そこで、2点だけ確認させて下さい。まず議案第 28 号「宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」について、今回の改正を受けて「5 歳児」というものが、「原則 5 歳児」に変わっていますよね。「原則」を入れることによって、今回どのような幅が考えられるのか、どう変わっていくのか等々含めて、また、「原則」を入れると、子育て支援にプラスになるというような視点があれば、この辺りのご説明をお願いします。

○知念春美 教育長 担当課の子育て支援課係長。

○村山理絵 子育て支援課幼稚園係長 大城委員のご質問にお答えします。今までは「原則」という言葉は入っていませんでした。というのも、施設等もキャパシティの問題があり、長期預かり保育は、5 歳児のみに限らせて頂いておりました。ただ特殊な事情により、実際には、4 歳児でも場合によっては受け入れるという事例が今までもありました。その際は、名目上は短期預かり保育というかたちで、長期預かり保育の許可は出さないけれども、短期預かりで、実際は毎日預かるという実態がありましたので、その実態に応じて、子どもの必要に応じては、5 歳児に限らず 4 歳児も預からせて頂くための改正です。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 関連して、これが認められると、附則の書き方はどうなりますか。つまり宜野湾市立幼稚園管理規則の附則が、今回新たに加えられましたが、この附則が追記されることによって、これまでの附則は削除されるのか、そうではなくて今までの附則に加えるのか。このように附則が変わりましたという、これまでの経緯、これが大事だと私は思っています。そのまま全部削除して、今回の新たな附則になるのでしょうか、という素朴な質問です。よろしくお願いします。

○知念春美 教育長 議案資料 12 頁の附則の下に、附則の 4 番目として追記するのか、それとも 1、2、3 を全部削除して、今の附則が入るのか、という質問ですね。それについて回答を総務課係長お願いします。

○禰覇由美子 総務課教育企画係長 この附則は、追記になります。

○知念春美 教育長 その他ございますでしょうか。それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について」及び「宜野湾市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」を裁決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて議案第 28 号及び議案第 29 号の審議を終了いたします。休憩します。

---

<教育部報告>

なし

<指導部報告>

なし

---

○知念春美 教育長 再開します。それでは本日の会議はこれにて閉会いたします。大変お疲れ様でした。